

## 後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）が始まります

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま、2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。



お問合せは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ！

☎ 0570-011-050

050または070から始まる電話でおかけになる場合は 03 - 6731 - 2015

<受付時間> 月～金曜日 午前8：30～午後5：15  
 ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長  
 第2土曜日 午前9：30～午後4：00  
 （祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

問合せ先 役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213

## 町外通勤者助成金交付申請の上半期分を受付けします



本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額5千円の豊頃町商品券を支給する制度です。  
 上半期分の助成金交付申請は、9月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続きをお願いします。

### ★ 申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
  - ② 雇用証明書（任意）
  - ③ 町税等納入状況調査承諾書
  - ④ 町外通勤者勤務状況証明書
- ※ ①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。

### ★ 対象要件

- ① 本町に居住し、町外の職場に通勤している方
- ② 昭和56年4月2日～平成6年4月1日生れの方
- ③ 月10日以上町外通勤日数が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと。

### ★ 申請期間

上半期分：平成24年9月末日まで  
 下半期分：平成25年3月末日まで

### ★ 助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

### ★ 助成金額

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。ただし、勤務実績に応じて支給月数が変わります。

### ★ 交付時期

上半期分、下半期分の助成金は、申請月の翌月末日までに交付します。  
 ・10月（上半期分）  
 ・4月（下半期分）

### ★ 申請書類の提出先

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係（担当、中川または寺本）へ直接または電話で請求してください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

## 国民年金からのお知らせ

### 保険料は口座振替が安心！簡単！便利！お得！

#### 国民年金を口座振替で納付すると・・・

- ・自動引き落としなので納め忘れの心配がなく「安心」です。
- ・手続きは一度だけで済みますので「簡単」です。
- ・納めに行く手間が省け「便利」です。
- ・現金で納付するよりも「お得」です。



#### ★現金納付と口座振替の割引制度を利用した場合の保険料納付額の比較★

	毎月納付の納付額	現金(納付書)前納の納付額	口座振替による納付額	
			早割	前納
1か月	14,980円		14,930円 50円お得	
6か月	89,880円	89,150円	89,580円	88,860円
		730円お得	300円お得	1,020円お得
1年度分	179,760円	176,570円	179,160円	175,990円
		3,190円お得	600円お得	3,770円お得

※毎月納付の納付額は、納付書による毎月納付および翌月末振替の口座振替の額となります。

※保険料額は、平成24年度額です。

※「早割（当月分保険料を当月末に引落とし）」は、月々50円割引となります。

#### 口座振替の手続きは簡単

口座のある金融機関へ「口座振替依頼書」を提出するだけ

**持参するもの** ⇒ ・納付書や年金手帳など基礎年金番号のわかるもの  
 ・預（貯）金通帳と通帳届け出印

※ 口座振替依頼書は金融機関や年金事務所・役場にありますが、必要事項を記入・押印のうえ提出していただきます。

#### ※ 注意事項

- 口座振替の場合、月末が休日の場合は翌営業日が引落日となります。
- 前納の申し込みは、「1年分」および「上期6か月分（4月～9月）」は「2月末日まで」、「下期6か月分（10月～3月）」は「8月末日まで」にお願いします。いつでも申し込むことができますが、申し込み後、前納が始まるまでの分は、毎月納付（翌月末振替）となります。

問合せ先 帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目) ☎ 0155 (25) 8113  
 役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213